

在宅療養情報№.18 【在宅医療】訪問(歯科)診療と往診について ～訪問診療と往診の違いは？ 申し込み方法から利用まで～

診療所や病院などの医療機関の医師や看護師、薬剤師などの医療職が、自宅や介護施設等に出向き、診療や治療、処置などを行うことを、**【在宅医療】** と言います。

この在宅医療は大きく**【訪問（歯科）診療】**と**【往診】**に分かれます。

★訪問（歯科）診療とは

1. **一人では通院が困難** な病状の療養患者に対して行われる。
2. 医師と看護師らが在宅療養計画に基づき **計画的、定期的に患者へ訪問** し診察・治療・看護・健康管理等を行うこと。
3. 患者の状態が急変した場合、緊急訪問や入院の手配などを行う。

★往診とは

1. 患者の **病状悪化や緊急時** また 患者の要望に応じて、医師が患者宅を訪問する。
- ※ ただし、医療機関が全て 24 時間の往診に対応している訳ではなく、診療時間外の往診を行っていない医療機関もある。

★利用範囲

訪問診療や往診を行っている診療所や病院と患者宅の距離が、半径 1.6km以内の方が利用できる。（例外：この範囲内に医療機関がない、またはあっても在宅医療を行っていない場合は可能）

[裏面もご覧ください](#)

★対象となる方

1. 入院や通院が困難な方

2. 呼吸や栄養、排泄等、日常生活に医療的なサポートが必要な方

※ 疾患を問わず 1. 2. に該当すれば、原則的に訪問診療・往診の対象である。

【具体的な基礎疾患や症状】

- ・ 悪性腫瘍：緩和ケアを中心としたすべての癌
 - ・ 脳血管疾患：脳梗塞、脳出血後遺症など
 - ・ 神経難病：パーキンソン病、パーキンソン症候群、多系統萎縮症など
 - ・ 心疾患：慢性心不全、狭心症、心筋梗塞後など
 - ・ 消化器疾患：肝硬変、慢性肝炎など
 - ・ 整形外科疾患：脊髄損傷、胸椎腰椎圧迫骨折後、大腿骨頸部骨折後、脊柱管狭窄症など
 - ・ 各種障害：小児麻痺、発達障害など
 - ・ 状態：胃瘻、腸瘻、腎瘻造設後、中心静脈栄養カテーテル留置、在宅酸素、褥瘡や老衰など
- ※訪問歯科：むし歯や歯周病などの治療や入れ歯の作製、修理、口腔ケアが必要な方など

1. 通院中

の場合は、診療所や病院の主治医（かかりつけ医）に相談する。

かかりつけ医が行っている場合は、どの位の頻度でいつ行うかを相談する。

行っていない場合は紹介を依頼。診療情報提供書（紹介状）を持参して紹介先を受診し相談。

2. 入院中

の場合は、主治医に相談する。医療ソーシャルワーカーや退院支援看護師などが、訪問（歯科）診療/往診を行っている診療所・病院を紹介、申し込みを手伝ってくれる。

◆ 訪問（歯科）診療/往診を行っている地域の診療所と病院の検索 ◆

〈下田メディカルセンターホームページ内-『Information-賀茂地区在宅医療・介護連携推進支援センター』をクリック。次に、右上にある【事業所一覧】をクリック。

表示された【医療（医科・歯科・薬局）】の希望地区をクリックすると、事業所一覧に掲載あり。